

公益財団法人脳血管研究所

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人脳血管研究所(以下「この法人」という。)定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤理事とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、報酬、役員賞与、及び退職手当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事に報酬等を、並びに非常勤役員及び評議員に報酬を、職務執行の対価として支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬等は別表第1に定める額とする。ただしこのうち退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により常勤理事を退任した者に限り支給する。
- 3 非常勤役員の報酬は別表第2に定める額とする。
- 4 評議員の報酬は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤理事の報酬は毎月15日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日)に支給する。

- 2 常勤理事の賞与は毎年6月及び12月に支給する。
- 3 常勤理事の退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により常勤理事を退任した後3ヶ月以内に支給する。
- 4 報酬等は通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族又は本人より指定された相続人。以下同じ。)に支払う。ただし本人からの申し出があったときは、本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。ただし、非常勤役員及び評議員に係る、別表第2及び別表3の報酬は法令に定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額とする。

6 非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度支払うものとする。

7 評議員にあつては、評議員会出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤理事に就任した者に対しては、評議員会により報酬等の支給が承認された場合には、その日から報酬を支給する。

2 報酬等の支給を受けている常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日まで報酬を支給する。

3 前2項の場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第3項の規定にかかわらず、報酬等の支給を受けている常勤理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその業務の遂行に当たって負担した費用(業務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。)については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

常勤理事の報酬等

(1) 報酬

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月額 1,600,000 円
理 事	月額 800,000 円

(2) 賞与

6 月の賞与 報酬の月額×2 ヶ月以内

12 月の賞与 報酬の月額×2 ヶ月以内

(3) 退職手当

理事長 (報酬の月額×在職年数×3.0) + 功労加算金

理 事 (報酬の月額×在職年数×2.0) + 功労加算金

功労加算金については、退職手当の 30%以内とする。

別表第2(第3条関係)

非常勤役員の報酬

非常勤理事	20,000 円
非常勤監事	20,000 円

別表第3(第3条関係)

評 議 員	20,000 円
-------	----------

附 則

制定日 平成 29 年 7 月 1 日

改定日 令和 8 年 7 月 1 日